

令和 2 年度 第 3 回近江八幡市総合介護市民協議会

No	項 目	ご 意 見	回 答
1	全体	各項に、「項目、取組内容及び事業名」の表があるが、特に、事業名について、名称だけの羅列では理解できない。事業の詳細については、実施計画等で書けばよいが、予算規模、目標、目的などの事業概要を明記すると分かっていたのではないか。	各項の表現を分かりやすくするために、1 列目に目的、2 列目はその目的を達成するための取組内容、3 列目にその取り組みを行う事業名を記載することで事業概要を表現しました。予算規模については個別に掲載すると細かくなりすぎるため、第 5 章に給付以外の事業費として地域支援事業費の見込を掲載します。
2	P78②	この項目の文章で、「なじみの関係性の中で」との文章はよく理解できない。文章の冒頭に出ているので、少し説明する文章が必要ではないか。	「なじみの関係性」という文言は、地域の支えあいの視点や認知症ケア等においてよく活用されています。「顔なじみの関係性」という意味であり、これまでと大きく変わらない環境や関係性の中で、自分の思いを受け取ってもらえるつながりを示しています。本文に注釈をつけ追記しました。
3	P80 ①社会参加の促進の表	高齢者活動への支援の老人クラブ活動助成事業の取組内容の説明で、老人クラブが行う事業に対して補助金を交付とあるが、私も単位老人クラブの会長をしているが、このような補助金をいただいていないし、このような補助金制度も知らない。正確に記載すべきである。	記載内容を修正します。
4	P84 介護予防事業の評価に基づく取組の強化 2 行目	「アウトカム指標やプロセス指標」という言葉は、少々難解である。言葉の意味をカッコ書きで記載するなど工夫して欲しい。	資料編の用語解説、もしくは注釈を記載するなどして対応します。
5	P91 ②生活支援の充実 4 行目	「自助」や「互助」による取組を推進しますとあるが、「自助、共助、公助」という言葉は、よく使うが、互助は共助の意味か。	自助、互助、共助、公助、商助の考え方については、第 1 章に記載します。
6	P94④、P103④、P105①、P105②	項目、取組内容及び事業名の表がない。	P94④、P104④は事業ではないので表はありません。P105①、P105②は記載します。
7	P108 ③低所得者対策の推進	リードの文章がない。	低初速者対策の推進に記載されている内容は、事業ではなく国で定められている低所得者対策の制度説明になりますので、表現を修正します。

令和 2 年度 第 3 回近江八幡市総合介護市民協議会

8	全体	当章では、6 分野に各々項目別に取組内容や事業名が記載されていますが、そこに、より具体的に年度毎の数値目標が必要と思います。その進捗状況の評価も今後の協議事項の一環にもなり、第 8 期総合計画の評価値になると考えます。	事業の数値目標については、第 4 章の最後に掲載します。本計画では 3 年後の目標数値等の設定を行います。目標に対する各年度の取り組み状況と評価については、年度ごとに市民協議会で報告させていただきます。
9	P89 (3)安心して暮らせる環境や仕組みづくり 現状と課題	計画の体系と併せてみる中で、この部分かなと思い質問しますが、新型コロナ禍、老々介護などの介護者が感染した時、在宅サービス利用者は、どのように生活を維持するのか、また、在宅サービス利用者が濃厚接触者となった時、どのような支援が行われるのかなど、新型コロナ禍という現状を見た課題が挙げられていないのではないかな。	課題については、(3) 安心して暮らせる環境やしくみづくりに記載しました。
10	P90 (3)①相談体制の充実	新型コロナ禍での、濃厚接触者や非濃厚接触者などのサービス利用調整を行うケアマネに対する相談支援体制の充実も触れるべきではないのか。	新型コロナ禍でのケアマネに対する相談支援の充実については、(5) 支え合いのしくみづくりの④災害や感染症対応に係る体制整備に記載しました。
11	P95 (4)認知症施策の強化 現状と課題	新型コロナ禍、感染を恐れる高齢者が外出等を控える傾向にあり、そのことで IADL 機能が低下し、認知症のリスクが高まる懸念が言われる。そのことは課題として踏まえる必要があるのでは。	課題については、(4) 認知症施策の強化に記載しました。
12	P103 (5)支え合いの仕組みづくり ④災害や感染症対応に係る体制整備	新型コロナに対する施策の展開はこの文章のみとなっているが、新型コロナ感染症に対して、被保険者である市民に安心して生活ができる仕組み、安心して介護サービスを提供できる仕組みづくりの実施主体は、保険者ではないでしょうか。しかしながら、市の役割として、的確な情報提供を実施するとか、介護事業所に対してサービス継続が困難とならないように協力支援体制を構築するというように、保険者である行政が第 3 者的な発言となっているのではないのでしょうか。「何としても新型コロナ禍で市民生活、特に介護サービスを利用する市民の方々が、サービス利用が困難とならないように、介護サービス事業所の支援を受けながら体制を構築していく」という表現でなくてはならないのではないのでしょうか。 在宅サービス事業所は職員や利用者に新型コロナが発生した時、クラスターになれば休業しなければなりません。その時、利用者をどのように次のサービスにつなぐか、ケアマネは調整してもらえるのか、また、ヘルパーは派遣してもらえるのか、それぞれ不安です。物資の不足というより、いつ発生するか分からない事業所内感染が問題です。その不安について、行政も保険者として、主体的に考えていただきたい。	災害や感染症対応に係る体制整備には、保険者としての体制構築として記載を修正しました。

令和 2 年度 第 3 回近江八幡市総合介護市民協議会

13	P94 (3)安心して暮らせる環境や仕組みづくり ④住まいに係る施策との連携	介護相談員の継続的な導入の追加が望ましい。	整備条件の 4. として追記します。
14	P80	介護予防把握事業は具体的にどのような方法でなされるのですか。 ①地域包括支援センターへの相談者以外の地域の隠れた方の把握方法をどのようにされるのですか。具体的に教えてください。 ②包括では総合事業修了者にその後のフォローをされているのですか。 ③家族やその該当者が基本健康チェック票を利用し、その該当者が行政に連絡されるのですか。 ④後期高齢者の検診時の「後期高齢者の質問票」はどのように利用し、把握されるのですか。	①対象者把握は本人、家族からの相談以外にも、近隣住民や民生委員、いきいき百歳体操支援者、市内 SOS ネットワーク登録事業者、医療機関等からの連絡を受け把握する場合など様々な把握経路があります。また、こういった高齢者の日常生活の中での見守りによる連絡が増えています。行政からも郵送による実態把握調査や介護保険サービス未利用者への能動的な実態把握を行っており、自ら困り感を発信されない場合にも、早期に把握し、支援できる体制をとっています。 ②総合事業参加者が事業を終了される際、地域の通いの場への参加や自宅での役割の継続、自主トレーニングの継続等個々の具体的な目標を確認し、継続してもらうよう働きかけをしています。終了後、一定期間モニタリングが必要な人には地域包括支援センターによるモニタリングを実施しています。 ③①により、心身機能の低下や生活の困りごとを抱える高齢者を早期に発見し、必要な場合には基本チェックリストを使用し、総合事業への参加の可否等を判断しています。虚弱高齢者の早期発見は前述の家族の他、地域の見守り体制の強化による早期発見を目指し、基本チェックリストは個人の心身機能の客観的評価の一手法として活用しています。 ④後期高齢者健診の質問票により心身機能の低下を把握し、その結果は他の健診結果と共にシステムで確認することができます。このシステムを活用し、フレイルの可能性があるハイリスク者を把握し、総合事業をはじめとする介護予防事業に繋げたり、データ分析を行うことで、介護予防事業の評価と効果的な取組の実施に活用します。

令和2年度 第3回近江八幡市総合介護市民協議会

15	P80	介護予防普及啓発事業について ・当事業の主体は長寿福祉課ですか。 ・地域において、どのような内容の啓発がなされているのですか。 出前講座はいきいき百歳体操・介護保険制度以外にどのような講座があるのですか。それ以外は知らないですか。	・事業の集約は長寿福祉課が実施していますが、事業の展開にあたっては、当課単独での実施では限定的な取組となることから、健康推進課含め庁内各課と連携しながらすすめています。 ・市民に啓発が必要なテーマは当課だけでも、認知症、高齢者虐待の防止、在宅医療、介護予防の理念の普及など多岐にわたります。啓発については、課題の解決につながるよう、地域の実情を把握した上で、対象者、適切な手法を選択して実施しています。出前講座という形で実施しているものは当課においては現在のところ「エンディングノート」のみであり、これについては依頼があれば講座を実施いたします。一般市民への啓発においては、無関心層への意識向上が重要であり、あえて無関心な人が集まる通いの場等を活用し、講義・講座に縛られず、短時間でも理解が得られるツールを作成するなど、費用対効果を加味しながら、能動的により効果的な啓発を展開します。 今般のコロナ禍においてもオンラインを駆使しての啓発も功を奏しています。
16	P80,96,97	高齢者活動への支援について ・キャラバンメイト、オレンジサポーター（認知症サポーター）の方たちが活動されていますが、一般的に市民はその活動や支援を求める依頼方法を知りません。（地域のサロン等をお願いしたいのですが。）自主的な活動とはどのようなことですか。 ・行政では多くの市民ボランティアさんを養成しておられますが、行政とともに活動するのではなく、単独での地域活動が要請され、市民にはその人の存在や役割が知られていないので、ボランティアはどのように地域で活動するのか分からないし、その責任者でもないで地域活動はとてもしづらいと思います。 地域で受け入れられるためには行政とともにまず活躍できるルートを作る必要があります。この点が抜けているので、いくら養成され、期待されても無理があると思います。これは私が体験したことです。	キャラバンメイトやオレンジサポーターなど認知症の啓発に関するボランティアの活動については、現在広報誌やチラシなどで周知を行い、啓発のご依頼については長寿福祉課で受け付けています。今後はより多くの方に啓発が実施できるよう、周知方法を拡大することを検討します。 自主的な活動については、ボランティアが自主的に地域や団体などに働きかけ、啓発を実施することをイメージしています。しかしご意見のとおり、地域活動へのルートづくりはボランティアと行政の協働で取り組む必要があると考えます。ボランティアの認知度を高める啓発を行うとともに、ボランティアの活動に対するサポート体制も整備していくことが必要です。

令和2年度 第3回近江八幡市総合介護市民協議会

17	P80	老人クラブ活動助成事業について ・前会議の時にも質問しておりますが、老ク連に行政が助成されても単老にはその助成はおりてきません。単老は上納するだけです。会員は皆高齢でもあり、遠く離れた地域での活動は無理なことが多くあります。高齢だからこそ近くの単老で豊かな活動ができます。最近、安土町常楽寺老人会活動がコロナ禍でもあり進化しています。具体的には、会員の活動要望を取られ、スマホ、卓球、初心者のグラウンドゴルフ、体を動かす体操、手芸、カラオケ（実施可能な時期まで延期）等の活動が始まりました。講師はクラブ員です。老人憩いの家に・・・曜日の・・・時に来れば誰かが何かの活動をして楽しんだり、つどっており、見るのも参加するのもよしといったオープンで気楽な、馴染みのある者同士の活動が始まりました。単老でこのような活動に対して励ましの助成金はないのですか。合併してよりだんだんと助成金が減り、老ク連に加盟していてもメリットはなく、役員のなり手もなく、ますます退会者やその単老が多くなりつつあります。このような場合は、高齢者の生きがいや仲間づくりの場・虚弱高齢者の居場所でもあり、見守り活動の場でもあります。くどいようですが活動が豊かになっていくような励ましの支援が必要だと思います。 ・まず行政も、その地域活動が健康長寿につながる意義等を普及して欲しいと思います。	老人クラブ活動等助成事業においては、近江八幡市老人クラブ連合会及び安土町老人クラブ連合会を補助対象者として補助金を交付しています。 補助の対象となる事業、基準額及び対象経費については、滋賀県老人クラブ活動等事業費補助金交付要綱及び小規模老人クラブ助成費県費補助金交付要綱の規定に基づいており、これまでから単位老人クラブ及び連合会が行う活動等事業に対する助成として継続的な支援を行っています。
18	P84	虚弱高齢者の地域の居場所の環境整備を推進するとありますが、具体的な実施に向けて、行政的にはどの課が担当されるのですか。	・虚弱高齢者の通いの場の整備については、最終的に地域包括ケアシステムの実現に向けたキーとなる取組であることから、集約は長寿福祉課が担当します。しかし、通いの場の整備には、人材、場所、移送手段等を合わせて検討する必要があります。また地域づくりに直結する取組であることから、当課単独で展開できるものではありません。地域の取組、事業者の取組、庁内他課の取組等を把握し、身近な高齢者の通いの場を創出するための調整に主体的に取り組みます。

令和 2 年度 第 3 回近江八幡市総合介護市民協議会

19	P83,84	リハ専門職がケアマネ等にマネジメント支援とは？ ケアマネが対象ですか？ リハ専門職による地域住民への啓発はなされているのですか。	・対象者にとって必要な支援は心身の状態に応じて変化していきます。リハビリ専門職は対象者の心身の状態を評価するとともに、状態像に合わせた支援につなぐ役割があることから、ケアマネジャーをはじめ、サービス事業所や家族等とも連携をはかり、対象者の適切なマネジメントに向けた支援を行っています。 ・地域住民への啓発については、リハビリ専門職が地域の通いの場に出向き、体操指導や環境評価、個人の能力評価等を行っています。
20	P81	健康づくりと介護予防の一体的な推進体制の構築において口腔機能の維持・推進は、健康寿命の延伸や認知症予防において重要な要素になると思います。特にオーラル・フレイルについては、今、問題化している事象ですので、オーラル・フレイル予防について特に取り組むしくみを整えるよう要望します。	・ご指摘の通り、介護予防において、口腔機能の維持・推進は非常に重要であり、高齢者の実態把握でも歯科、口腔の課題が明らかであることから、取組について本文中に記載し、8 期計画の中で推進していきます。